

吹田市職員措置請求書

市長（その他の執行機関、職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

次の事項について、記載してください。

- ・だれが（請求の対象となる職員）
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか。
- ・その行為は、どのような理由で違法又は不当であるか。
- ・その行為により、市にどのような損害が生じているのか。
- ・どのような措置を請求するのか。

2 監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由。

3 請求者

住所

氏名（自署）

4 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和 年 月 日

吹田市監査委員（宛て）

個別外部監査人による監査について

(1) 監査委員が行う監査に代えて、個別外部監査に基づく監査を請求することもできます。この場合、請求される方は個別外部監査人による監査を求める理由を示していただく必要があります。

(2) 個別外部監査人による監査を行うかどうかは、監査委員が判断します。

(3) 個別外部監査が相当であると認めた場合は、監査及び勧告は請求があった日から90日以内に行われます。

※ 請求書には、監査請求の対象となる違法、又は不当な行為等の事実を証する書面の添付が必要です。